



議案第百三三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「一万円」を「一万千円」に、「三千円」を「三千五百円」に、「六千五百円」を「七千五百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「一万五千元」を「一万六千元」に改め、同項第二号中「四百円」を「四千五百円」に、「五千六百元」を「六千円」に、「七千円」を「七千八百円」に改め、同項第三号中「一万五千元」を「一万六千元」に改める。

第二十一条第一項に後段として次のように加える。

基準日の翌日から町長が定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として在職することとなつた者に対しても、同様とする。

同条第二項を次のように改める。

2 寒冷地手当の額は、基準日（基準日の翌日から前条後段の町長が定める日までの間に

新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。）において職員が受け
 べき給料の月額と同日におけるその者の扶養親族の数に応じて第九条第三項及び第四
 項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が通用されない職員にあつては、
 同日における給料の月額）に百分の七を乗じて得た額に、当該職員の世帯等の区分に応
 じ、次の表に掲げる額を加えた額とする。

世帯主である職員		その他の職員	
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員
一四〇〇〇円	九四〇〇円	一四〇〇〇円	四七〇〇円

同条第三項中「二千五百円をこえない」を「七千五百円を超えない」に改め、同項を同
 条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の規定による寒冷地手当の額が、当該職員の基準日における給料の月額と同日に
 おけるその者の扶養親族の数に応じて第九条第三項及び第四項の規定の例により算出し
 た額との合計額が三十八万四千円であるとした場合に算出される前項の規定による寒冷

地手当の額（以下「最高限度額」という。）を越えることとなるときは、当該職員の寒冷地手当の額は、同項の規定にかかわらず、最高限度額とする。

4 第一項後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第二項及び前項の規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日における当該職員の世帯等の区分（第二項の表に掲げる世帯等の区分をいう。以下同じ。）をもつて基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出されるこれらの規定による寒冷地手当の額の範囲内で、当該職員が在職することとなつた日その他の事情を考慮して町長が定める額とする。

5 第一項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、町長が定める期間内に、次に掲げる理由が生じた場合（町長が定める場合を除く。）には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもつて基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して町長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

一 世帯等の区分の変更

二 職員でなくなること

三 前二号に掲げるもののほか、町長が定める事由

別表第三

行政職給料表（第三条関係）

別表第三を次のように改める。

職務の等級 号給	1等級 給料月額 円	2等級 給料月額 円	3等級 給料月額 円	4等級 給料月額 円	5等級 給料月額 円
1			112900	97000	
2	164600	137700	118600	101600	79600
3	171500	143900	124400	106900	82000
4	178600	150100	130200	112800	84600
5	185700	156700	136200	118100	87200
6	192900	163400	142000	122600	90300
7	200100	170000	147700	127000	93600
8	207500	176600	153400	131200	97000
9	215000	183000	158300	135200	100200
10	222500	189400	163100	138800	103300
11	230100	195700	167800	142300	106200
12	237700	202000	172400	145800	108800
13	245200	208300	177000	149200	111300
14	252500	214300	181300	151900	113500
15	259200	220100	185400	154600	115700
16	265800	225400	189500	157200	117800
17	271100	230400	193100	159700	119400
18	276100	234200	196200	162100	
19	279700	237500	199200	164100	
20	283300	240600	201500		
21	286900	243100	203800		
22	290500	245500	206000		
23		247900	208200		
24		250300			

別表第四
医療職給料表（第三条関係）

職務の 等級	1 等級	2 等級
号給	給料月額	給料月額
1	219,300 ^円	——— ^円
2	228,900	191,200
3	238,500	200,500
4	248,100	209,900
5	257,700	219,300
6	267,300	228,800
7	276,900	238,300
8	286,500	247,800
9	296,000	257,300
10	305,400	266,800
11	314,800	276,300
12	323,500	284,300
13	332,200	292,300
14	340,900	299,800
15	349,500	307,300
16	357,900	314,700
17	365,700	321,900
18	373,500	329,100
19	381,300	336,300
20	387,600	342,200
21	393,900	348,100
22	398,200	353,400
23	402,500	357,100
24	410,400	360,800
25	417,800	
26	424,500	
27	430,200	
28	435,000	
29	439,800	

別表第四を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和五十五年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第二十一条の規定は同年八月三十日から適用する。
（寒冷地手当の額に関する経過措置）
- 3 改正後の条例第二十一条の規定の適用を受ける職員で、同条第二項の規定により算出した場合における寒冷地手当の額が、基準日（基準日の翌日から同条第一項後段の町長が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ。）において当該職員の受ける職務の等級の号給の昭和五十五年八月三十日において適用される額（基準日において当該職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合その他町長が定める場合にあつては、その定める額）に七千八百円を加算した額をこの条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二十一条第二項に規定する割合を乗ずべき額とみなして、同項の規定により算出するも

のとした場合に得られる額（以下「暫定寒冷地手当の額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の条例第二十一条第二項の規定にかかわらず、当分の間、暫定寒冷地手当の額をもつて当該職員に係る同項の寒冷地手当の額とする。ただし、同条第三項に規定する最高限度額の算出については、この限りでない。

4 昭和五十五年八月三十日から町長が定める日までの間（前項の規定の適用のある期間に限る。）の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の条例第二十一条第二項の規定により算出した寒冷地手当の額（前項の規定の適用を受ける職員に係るもの）については、暫定寒冷地手当の額）が、改正前の条例第二十一条第二項の規定により算出するものとした場合における寒冷地手当の額（以下「旧支給額」という。）に達しないこととなるときは、改正後の条例第二十一条第二項及び前項本文の規定にかかわらず、当該旧支給額をもつて当該職員に係る同条第二項の寒冷地手当の額とする。

5 昭和五十五年八月三十日以前から引き続き在職する職員のうち、前二項の規定による寒冷地手当の額が改正後の条例第二十一条第三項に規定する最高限度額を超えることとなる職員（町長が定める職員を除く。）の寒冷地手当の額は、当分の間、改正後の条例第二十一条第三項及び第四項の規定にかかわらず、前二項の規定による寒冷地手当の額

を越えない範囲内で町長が定める額とする。

6 改正後の条例第二十一条第五項の規定は、同項により返納させるべき事由で昭和五十五年八月三十日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じたものについては、適用しない。

7 昭和五十五年八月三十日に在職する職員（昭和五十五年八月三十一日から同年九月三十日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷地に在職することとなつた者を含む。）の寒冷地手当に改正後の条例第二十一条第三項を適用する場合には、同項中「三十八万四千元」とあるのは「三十六万七千元」とする。

（最高号給を越える給料月額の特替等）

8 昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を越える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

9 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により

新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の場合、切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

11 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

12

改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

13

附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。